

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年8月12日 |
| 【事業年度】 | 第10期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日） |
| 【会社名】 | 西日本高速道路株式会社 |
| 【英訳名】 | West Nippon Expressway Company Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 石塚 由成 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 |
| 【電話番号】 | 06-6344-4000（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 中野 浩平 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 |
| 【電話番号】 | 06-6344-4000（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 中野 浩平 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月29日に提出しました第10期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 第3 設備の状況
 - 2 道路資産

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 野で示しています。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

<前略>

- (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について
高速道路事業の非営利性等について

<中略>

なお、高速道路事業の収益には、インセンティブ助成金収入が含まれています。インセンティブ助成金とは、機構法第12条第7項の規定に基づき、当社が経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行った際に、機構より縮減額の一部を助成されるものです。

<中略>

- (3) 経営成績の分析

<中略>

営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への貸付料の増加に加え、利益剰余金活用事業を実施したことなどにより960,674百万円（前連結会計年度比15.8%増）となり、受託事業については、新直轄方式による高速自動車国道の新設事業を中心に7,752百万円（同40.7%減）、S A・P A事業については、27,789百万円（同2.6%減）、その他の営業費用については10,872百万円（同5.1%減）となりました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について
高速道路事業の非営利性等について

<中略>

なお、高速道路事業の収益には、インセンティブ助成金収入が含まれています。インセンティブ助成金とは、機構法第12条第1項第8号の規定に基づき、当社が経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行った際に、機構より縮減額の一部を助成されるものです。

<中略>

- (3) 経営成績の分析

<中略>

営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への貸付料の増加などにより960,674百万円（前連結会計年度比15.8%増）となり、受託事業については、新直轄方式による高速自動車国道の新設事業を中心に7,752百万円（同40.7%減）、S A・P A事業については、27,789百万円（同2.6%減）、その他の営業費用については10,872百万円（同5.1%減）となりました。

<後略>

第3【設備の状況】

2【道路資産】

(訂正前)

<前略>

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産です。

平成27年3月31日現在

| 区分 | | 年間賃借料 (百万円) (注1) |
|--------------|---------------------------|------------------------|
| <中略> | | |
| 一の路線 (注2) | 一般国道31号(広島呉道路) | 3,149 |
| | 一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路) | 1,554 |
| 合計 | | 520,600 |

<後略>

(訂正後)

<前略>

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産です。

平成27年3月31日現在

| 区分 | | 年間賃借料 (百万円) (注1) |
|--------------|---------------------------|------------------------|
| <中略> | | |
| 一の路線 (注3) | 一般国道31号(広島呉道路) | 3,149 |
| | 一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路) | 1,554 |
| 合計 | | 520,600 |

<後略>